

柴田町議会基本条例

逐条解説

柴田町議会

○柴田町議会基本条例（平成24年12月20日条例第31号）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会運営（第4条—第7条）

第4章 委員会活動（第8条）

第5章 町民と議会との関係（第9条—第12条）

第6章 議会と町長等との関係（第13条—第17条）

第7章 政務活動費（第18条）

第8章 議会及び議会事務局等の体制整備（第19条—第21条）

第9章 議員の政治倫理及び待遇（第22条—第25条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第26条・第27条）

附則

前文

議会は、町長とともに町民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成され、町民を代表する合議制の機関として、二元代表制の特性を生かし、最良の意思決定を導く使命を持っています。

また、議会は町民の意思を的確に把握し、町政に反映させるため、議員相互の活発な議論を通して、論点と争点を明らかにするとともに、町長等の執行機関と緊張感をもって真摯に向き合い、町民生活の向上と町民の信託に応える責任があります。

柴田町議会はこれまでも改革に取り組んできましたが、地方分権の進展に伴い、議会の権限と責任が大きくなったことにより、議会は持てる権能を十分に発揮し、自己研鑽と資質の向上に努め、政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。

このような使命を達成し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、町の最高規範である柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号）を遵守し、町民と協働し、真の地方自治を実現することを決意し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景と必要性を示し、柴田町議会の目指すべき方向性を定め、その実現に向けた決意を表明したものです。

前文は四段落の構成となっています。

第一段落、第二段落では議会が持つ使命と責任について述べています。

また、第三段落では地方分権の進展により、今後求められる議会のあり方を述べています。

それを受け、第四段落では、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例で定める役割と責務を果たし、町民と協働し、真の地方自治を実現するという決意を表明しています。

用語解説

合議制の機関

複数の人員を持って組織し、話し合いによってその意思を決定する制度を合議制といい、議会はこの合議制の機関である。これに対し町長は、一人の判断で意思を決定できる独任制の機関である。合議制は判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適する。

二元代表制

国とは異なり、地方公共団体は憲法第93条第2項の規定により、首長と議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度となっており、これを二元代表制という。二元代表制では、執行機関としての首長と議決機関としての議会がそれぞれ住民代表として、その権限を担い、相互の抑制と調和により行政運営を行う。

政策立案

町政における課題解決など、その実現に必要な仕組みなどに関する条例案を、議会に提案すること。

政策提言

町政における課題解決などに必要な政策を本会議や委員会で町長等に対し提案すること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民自治の時代にふさわしい議会のあり方を明らかにするとともに、議会及び議員活動の活性化のために必要な議会運営の基本的事項を定め、もって町民生活の向上と町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

ここでは、この条例の目的について定めています。

この条例は、住民自治の時代にふさわしい議会のあり方を明らかにし、議会及び議員活動の活性化のために必要な活動原則と議会運営の基本的事項を定めることで、前文でうたわれている議会の使命を果たし、町民生活の向上と町政の発展に寄与することを最終的な目的としています。

用語解説

住民自治

団体自治とともに地方自治の観念を形成する基本的な要素で、地域における意思決定がその地域の住民の意思に基づいて行われること。なお、団体自治とは国から独立した地方自治体が自主的に行政を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 柴田町議会（以下「議会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 町政運営が適正に行われているかを常に監視し、検証及び評価すること。
- (2) 政策立案及び政策提言に努めること。
- (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (4) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう努めること。
- (5) 町民に対し、積極的な情報公開に努め説明責任を果たすこと。

【解説】

ここでは、議会全体としての活動原則について5つの原則を定めています。

(1) 議会が持っている役割である行政チェック機能を発揮させ、町政運営を常に監視し、検証し、評価します。

(2) 議会が持つもう一つの役割である立法機能が十分に発揮できるよう、政策立案及び政策提言に努めます。

(3) 町民を代表する機関として公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指します。

(4) 合議制の機関である利点を生かし、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう努めます。

(5) 有権者である町民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努めま

す。

用語解説

説明責任

行政機関が自らの行った判断や行為に関して、その決定過程及び理由を、住民が納得するように説明し得ること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を積極的に行い、議案の表決に当たっては自らの賛否の理由を明らかにするよう努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の生活の向上を目指して活動すること。
- (3) 積極的に政策の提言、提案を行うよう、政策立案能力を高めること。
- (4) 地域や町政の課題について、町民の多様な意見を政策形成に反映できるよう、自己の資質の向上に努めること。
- (5) 自らの議員活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

ここでは、議員個人の活動原則について5つの原則を定めています。

(1) 議案の審議においては、様々な意見を持つ議員間での自由な討議を積極的に行い、多角的複眼的に問題を議論することで、問題の論点、争点が明らかになるよう努めます。また、議案の表決に当たっても自らの賛否の理由を明らかにし、意思決定の過程と結果について町民への説明責任を果たします。

(2) 選挙で選ばれた町民全体の代表者であることを自覚し、一部の団体や地域にとらわれることなく、町民全体の生活の向上を目指し活動します。

(3) 議会が積極的に立法機能を発揮できるよう、議員個人も積極的に政策の提言、提案を行うため、政策立案能力の向上に努めます。

(4) 議員活動、議会活動を通じて、地域や町政の課題について、町民の多様な意見を常に把握するとともに、政策形成に反映できるよう、常に研鑽に励み、自己の資質の向上に努めます。

(5) 町民の代表としてふさわしい活動をするとともに、自らの議員活動につい

での説明責任を果たします。

用語解説

言論の府

議会では、原則的に言論（言語によって思想を發表し論ずること）によって様々な問題が議論され、結論を出していくためこのように呼ばれる。

第3章 議会運営

（通年議会）

第4条 議会は、前2条の目的を達成するため議会の会期を通年とする。

2 通年議会を実施するために必要な事項は、別に定める。

【解説】

ここでは、議会の会期について定めています。

前2条で定めた議会及び議員個人の活動原則を達成しやすくするために、議会の会期を通年とします。

通年議会を実施するために必要な事項については、柴田町議会通年議会実施要綱で定めます。

用語解説

通年議会

この条例でいう通年議会とは、地方自治法第102条の2の規定に基づくものではなく、従来のように、定例会及び臨時会の区分に応じ、それぞれ会期を定め、それ以外の期間を閉会中とする方法とは別に、会期を年1回（議会の解散に伴う一般選挙があった場合は年2回）として、年間を通じて議会を開会し、必要に応じて会議が開催できる状態にすることをいう。これにより、議会がより主導的、機動的に活動ができ、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題に迅速に対応することができる。

（自由討議）

第5条 議員は、柴田町議会会議規則（平成18年柴田町議会規則第2号）に定める会議、委員会及び全員協議会（以下「会議等」という。）において、議案の審議及び審査に当たっては議員相互間の自由討議により議論を尽くす。

2 議会は、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるよう努める。

【解説】

ここでは、議員相互間の自由討議について定めています。

第3条でも規定しているとおり、議員は議会が言論の府であること、合議制の機関であることを十分認識し、会議等における議案の審議及び審査に当たっては、議員間相互の自由討議によって議論を尽くします。

意思決定過程において、町民の多様な意見の下で多面的に検討ができるのは、議会が合議制の機関だからです。自由討議により賛否両論の意見を出し合い、論点及び問題点を明らかにし、議決に至るまでの過程を示すことで、町民への説明責任を果たします。

また、議会は、会議等への町長等の出席を最小限にとどめ、町長等に対する質疑中心の議論ではなく、議員同士の自由な討議が積極的に行われるよう努めます。

(議長及び副議長の選挙)

第6条 議長及び副議長の選挙は、立候補制とする。

- 2 議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は、目指す議会像を明確にするため所信表明を行う。
- 3 立候補及び所信表明の実施については、別に定める。

【解説】

ここでは、議長及び副議長の選挙について定めています。

第1項では、議長及び副議長の選挙は立候補制で行うことを規定しています。

また、選挙に立候補しようとする者は目指す議会像を明確にするため、所信表明を行うことを第2項で規定しています。

立候補及び所信表明の実施についての詳細は、柴田町議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領で定めます。

(議長の責務)

第7条 議長は、議会を代表し中立かつ公正な職務遂行にあたるるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

ここでは、議長の責務について定めています。

議長は議会の代表者としての立場から、中立かつ公正に職務の遂行にあたるるとともに、議会の活動を主宰する立場として民主的かつ効率的な議会運営を行う責務が

あることを定めています。

第4章 委員会活動

(委員会の活動)

第8条 委員会は、次に掲げる事項により活動する。

- (1) 社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応すること。
- (2) 請願等の審査に当たって、請願者から説明を受けるよう努めること。
- (3) 審査の過程において、必要に応じ参考人制度及び公聴会制度の活用を努めること。
- (4) 政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

2 委員長は、委員会活動について会議で報告する。議員は、報告に対し質疑を行うことができる。

【解説】

ここでは、各種委員会の活動について定めています。

(1) 委員会はその専門性を生かして、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応します。

(2) 請願等については、町政等に関する貴重な提案と位置付け、その審査に当たっては、請願者本人からの説明を受ける場を設けるよう努めます。

(3) 議案等の審査の過程においては、その質を高めるため、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、広く意見を聴き、議論を深めます。

(4) 委員会においても、所管する事項についての政策立案、政策提言を積極的に行います。

また、第2項では委員長に委員会活動についての報告を義務付けます。報告に対する議員の質疑を認め、委員外の議員への情報共有を図ります。

用語解説

参考人制度

本会議や委員会において、町の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときに、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる制度のこと。

公聴会制度

本会議や委員会において、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を

有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる制度のこと。

第5章 町民と議会との関係

(情報公開)

第9条 議会は、議会だよりやホームページ等を用いて、町民に対し積極的に情報を公開する。

2 会議等は、原則公開とする。議会は、会議等における傍聴者に対し、議案等の関係資料の公開に努める。

3 議会は、議案等に対する議員の賛否を公表する。

【解説】

ここでは、情報公開について定めています。

第2条でも規定しているように、議会は町民に対し、積極的な情報公開に努めなければなりません。そのための具体的な規定として、議会は、議会だよりやホームページをはじめとした様々な媒体を用いて、町民に対し積極的に情報を公開することを規定しています。

会議等は原則公開とし、会議等の傍聴者も審議等の内容が分かりやすく理解できるよう、会議資料についてはできる限り議員等会議出席者と同様の資料を公開するよう努めます。

また、議案等に対する議員の賛否については議会だより等を通じて公表することを規定しています。

(説明責任)

第10条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定等の議会活動に関し、町民に対し説明する責任を有する。

【解説】

ここでは、議会の説明責任について定めています。

議会は、議会運営、政策立案、政策決定等の議会活動に関し、町民に対し説明する責任を有していることを規定しています。

第2条でも規定しているように、議会は町民に対し、説明責任を果たさなければなりません。具体的には、議会だよりやホームページなどの媒体のほか、議会懇談会において議会活動についての説明の場を設けます。

(議会懇談会)

第11条 議会は、町民との意見交換を積極的に進めるため、毎年2回以上議会懇談会を開催する。

【解説】

ここでは、議会懇談会について定めています。

議会は、町民との意見交換を積極的に進めるため、議会懇談会を毎年2回以上開催することを義務付けています。

用語解説

議会懇談会

議員が地域に出向き、議会の活動を町民に報告し、説明責任を果たすとともに、町民と自由に意見交換をすることで、議会や町政に対する多様な意見を的確に把握するために開催する会。

(請願及び陳情の意見陳述)

第12条 議会は、請願及び陳情について、議会運営委員会が必要であると認める場合、会議等において提出者からの意見陳述の機会を設けることができる。

【解説】

ここでは、請願及び陳情の意見陳述について定めています。

請願及び陳情は、町民等が町、議会に対しての希望や意思を述べることができる重要な制度です。これらについて、議会がその趣旨や目的を正確に把握した上で適正に審議が行えるよう、議会運営委員会が必要であると認める場合には、会議等において提出者からの意見陳述の機会を設けることができるよう規定しています。

第6章 議会と町長等との関係

(一問一答方式、反問権)

第13条 議会は、議案等の審議及び審査において、町長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努める。

- (1) 会議における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行う。
- (2) 町長等は、議員の質問及び質疑に対して議長及び委員長の許可を得て反問することができる。反問権の実施については、別に定める。

【解説】

ここでは、議案等の審議及び審査の方法について定めています。

二元代表制の下、議会は町長等と常に緊張関係を持ち、対等な関係で政策論議を行うよう努めなければなりません。

会議における一般質問は、論点及び争点をより明確にするために一問一答方式で行います。

また、町長等は、議長又は委員長の許可を得て、質問の趣旨や議員の考え方の確認を行うための反問をできるようにします。反問権の実施についての詳細は柴田町議会反問権実施要綱で別に定めます。

用語解説

一問一答方式

質問項目を一つずつ質問し、その答弁が完結してから次の質問に移るという形で問答を繰り返す方式のこと。問いに対する答えが明確になるため論点が分かりやすくなる。

一般質問

議員が町の一般事務について、執行機関に対し、見解を求めるもの。柴田町議会会議規則で規定されている。

(計画、政策の形成過程の説明)

第14条 議会は、町長等が実施しようとする重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会における審議及び審査の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができる。

- (1) 政策等の必要性及び提案の経緯
- (2) 政策等の形成過程における町民参加の有無及びその内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 柴田町総合計画との整合性
- (6) 政策等の財源措置
- (7) 政策等の将来にわたる効果及び費用

【解説】

ここでは、町長等が重要な政策等を議会に提案する場合における説明について定めています。

二元代表制の下、議会も町長同様、町民生活の向上と町政の発展を図るという責

務を有しており、特に町民生活に大きな影響を与えるような重要な政策等に対する議会の意思決定に当たっては、より慎重な政策論議を行う必要があります。

論点及び争点を明確にし、審議及び審査の水準を高めるため、町長等に対し（１）から（７）の事項により説明を求めることができることとします。

（予算及び決算の説明資料）

第 15 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては必要に応じて施策別又は事業別の説明資料を町長等に求めることができる。

【解説】

ここでは、予算及び決算を審議する場合における説明資料の要求について定めています。

議会において予算及び決算を審議する際には、町長等から法令に定める説明書類等が提出されますが、審議内容を充実させるため、必要に応じて施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を求めるものです。

（議決事件の拡大）

第 16 条 議会は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件について、意思決定機関である議会が、柴田町の重要な政策等の決定に参画する観点からその必要性を判断し、議会の議決事件の拡大に努める。

2 議決事件の拡大については、議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 54 年柴田町条例第 23 号）で定める。

【解説】

ここでは、議会の議決事件の拡大について定めています。

議会で議決しなければならない事項（議決事件）は地方自治法第 96 条第 1 項に規定されていますが、同条第 2 項で、それら以外の重要な事項についても議決事件に追加できるという規定があります。地方分権の進展により町の権限が拡大している現状を踏まえ、議会はこの規定を積極的に活用し、議決事件の拡大に努めます。

議決事件の拡大については、議会の議決すべき事件に関する条例で別に定めます。

（事務執行の監視及び評価）

第 17 条 議会は、町長等の事務の執行について監視する責任を有する。

2 議会は、審議、議決等を通じて、町民に対して町長等の事務の執行についての評価を明らかにするよう努める。

【解説】

ここでは、町長等の事務執行についての監視及び評価について定めています。
議会は町長等の執行機関が執行する事務について常に監視する責任を有していることを改めて明文化するものです。

また、議会は、審議や議決等の議会活動を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにし、町民に対する説明責任を果たします。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第18条 会派及び議員は、調査研究及び政策立案を行うため交付された政務活動費の執行に当たっては、柴田町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年柴田町条例第2号）の定めるところによる。

2 議会は、政務活動費の収支報告書を公開する。

【解説】

ここでは、政務活動費の執行及び公開について定めています。

会派及び議員の審議能力、政策立案能力などを高めるため、日頃の調査研究などの活動に必要な経費の一部として交付される政務活動費については、柴田町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、厳正かつ適切な執行をするよう定めています。

また、政務活動費の性質上、その使途の透明性の確保が求められることから、収支報告書を公開することを規定し、町民への説明責任を果たします。

用語解説

政務活動費

地方自治法第100条第14項に規定に基づき、地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資することを目的として、条例の定めるところにより、会派又は議員に交付される資金。

第8章 議会及び議会事務局等の体制整備

(議員調査活動及び研修の充実強化)

第19条 議会は、他の自治体及び各分野の専門家等との交流と連携を図り、先進事

例等の調査研究に努めなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員の調査活動及び研修の充実強化について定めています。

議会は、政策立案、政策提言を積極的に行うため、積極的に先進自治体や専門的知見を有する専門家等との交流及び連携を図り、調査研究に努めます。

また、議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、議会主催による研修会のほか、様々な団体が主催する各種研修会への参加機会の確保を図り、議員研修の充実強化に努めます。

(議会事務局の体制強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査研究や法務機能の強化を図るとともに、組織体制の充実に努める。

- 2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営をするため、必要な予算の確保に努める。
- 3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努める。

【解説】

ここでは、議会事務局の体制強化及び予算の確保について定めています。

議会及び議員の政策立案機能を高め、政策提案型の議会となるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要となることから、議会事務局の調査研究機能や法務機能の強化を図るとともに組織体制の充実に努めます。

また、議会には予算を調製し提出する権利は認められていませんが、議事機関としての機能を確保し、より円滑な議会運営を行い、町民の信託に応えられるよう、必要な予算の確保に努めます。

議会事務局の役割として、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集を能動的に行い、その提供に努めるよう定めます。

(議会図書室の活用)

第21条 議会は、議員の政策形成等の調査研究に資するため、図書及び資料の充実に努める。

【解説】

ここでは、議会図書室について定めています。

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき設置されるものですが、議会は議員の政策形成等の調査研究を支援するため、政府及び都道府県から送付された広報及び刊行物だけでなく、幅広く図書及び資料の充実を図るよう努めます。

第9章 議員の政治倫理及び待遇

(議員倫理)

第22条 議員は、町民の代表者として常に政治倫理の向上に努める。

2 議員の政治倫理については、柴田町議会議員政治倫理条例（平成20年柴田町条例第23号）で定める。

【解説】

ここでは、議員の政治倫理について定めています。

議員は議会活動以外にも様々な活動を行っていますが、常に町民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、高い倫理観を持って行動するよう努め、町民との信頼関係を深めます。

議員の政治倫理については、柴田町議会議員政治倫理条例で別に定めます。

(議員定数)

第23条 議員定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員定数は、柴田町議会議員の定数に関する条例（平成14年柴田町条例第21号）で定める。

【解説】

ここでは、議員定数について定めています。

議員定数は、柴田町議会議員の定数に関する条例で定めています。その定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できるような体制が

図られるよう検討することとします。

議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

(議員報酬)

第24条 議員報酬の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮する。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員報酬の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。
- 3 議員報酬については、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年柴田町条例第11号。以下「議員報酬等条例」という。）で定める。

【解説】

ここでは、議員報酬について定めています。

議員報酬は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。議員定数と同様に、その改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できるような体制が図られるよう検討することとします。

議員報酬の条例改正議案についても、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

(長期欠席議員の議員報酬の減額)

第25条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合、議員報酬の減額を行う。

- 2 議員報酬の減額については、議員報酬等条例で定める。

【解説】

ここでは、長期欠席議員の議員報酬の減額について定めています。

議員が長期にわたり議会活動ができない場合、活動をしていないにもかかわらず議員報酬を得る状況になります。しかし、議員が得た報酬を自主的に返納することは公職選挙法で禁止されている寄附に該当するためできません。そのため、長期間議会活動ができない議員の議員報酬についてはその期間に応じ減額ができるように

します。

なお、議員報酬の減額の詳細は議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めます。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行う。

【解説】

ここでは、この条例の位置付けについて定めています。

この条例は議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定できません。

また、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、共通認識を持たせるために、一般選挙を経た議員の任期開始後に速やかにこの条例についての研修を行うこととします。

用語解説

一般選挙

地方公共団体の議会の議員の全員について行う選挙のこと。一般選挙は、議員の定数全部についての選挙であり、補欠選挙、増員選挙等が一部の議員の選挙であるのと異なる。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の制定後も、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、2年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、条例の改正が必要であると認めた場合は、適切な措置を講ずる。

【解説】

ここでは、条例の見直し手続について定めています。

議会は、常に町民の意見や社会情勢の変化等を勘案して、2年ごとに前文及び第1条に規定されている条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検

証します。

また、その検証の結果を踏まえ、条例の改正が必要であると認められる場合は、条例改正等の適切な措置を講じることとします。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。